

## 第775回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和6年5月14日（火）11時00分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7F 大会議室

3. 議 題

【議題1】「ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置に伴う税関の対応について」

【資料1】（業務部 通関総括第1部門 浦本 統括審査官）

【議題2】「ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置に伴う税関の対応について」

【資料2】（業務部 通関総括第1部門 浦本 統括審査官）

【議題3】「横浜税関 HP への通関業営業報告書等提出に係る資料掲載について」

【資料3】（業務部 矢野 首席通関業監督官）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第776回通関協議会は、6月11日（火）11：00の開催を予定しています。場所は、未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

令和6年4月  
横浜税関業務部

関係者 各位

ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置  
に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を実施することが決定され、3月1日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和6年政令第165号）等が4月17日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸出禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達（令和6年4月10日財関第354号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸出禁止措置に関する政令につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、省令・通達等につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和6年4月10日財関第354号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R06z354.pdf>

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第1部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第3部門）

電話：045-212-6153

令和6年4月  
横浜税関業務部

関係者 各位

ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置  
に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシアからの非工業用ダイヤモンドの輸入に係る禁止措置を実施することが決定され、3月1日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されました。

これを受けて、ロシアを原産地とする非工業用ダイヤモンドの輸入の禁止措置を実施するため、輸入公表の一部を改正する経済産業省告示等が5月10日から施行されます。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知を踏まえ、本輸入禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達（令和6年4月10日財関第355号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、本輸入禁止措置に関する告示につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、通達等につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和6年4月10日財関第355号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R06z355.pdf>

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/04\\_seisai/crimea.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html)

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第1部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第3部門）

電話：045-212-6153

2024.5.14 本関地区通関協議会  
業務部首席通関業監督官

## 横浜税関 HP への通関業営業報告書等提出に係る資料掲載について

〈資料掲載場所〉

The screenshot shows the Yokohama Customs website interface. At the top left is the Yokohama Customs logo and name. To the right are navigation buttons for '税関局・税関について', '全国の税関', 'お問合せ', and '密輸情報提供'. Further right are utility buttons for '本文へ', '文字サイズ', '標準', '拡大', and 'Eng'. Below the navigation is the current location: '現在位置: ホーム > 横浜税関 > 通関業営業報告書等の提出について'. The main content area features a sidebar on the left with '税関からのお知らせ・お願い' highlighted in a red box. Below it are links for '通関関係のお知らせはこちら' and '横浜税関 業務部 税関相談官室に寄せられる主な質問について'. The main content area contains two news items, both highlighted in red boxes: '通関業営業報告書等の提出について NEW' and '通関業営業報告書記載要領202403 NEW'. Below these is a link for '「令和6年 春期取締強化」の実施について'. On the right side, there are several menu sections: '採用案内' with a sub-link '採用案内'; 'お問い合わせ先' with a sub-link 'お問い合わせ先'; '横浜税関の紹介' with sub-links '管轄と機構' and '所在案内'. At the bottom left, there is a list of recent news items with dates from 3月19 to 3月26. On the bottom right, there is a 'その他' section with a red box around '横浜税関からのお知らせ・お願い' and other links like 'システム障害時における暫定取扱要領', '情報公開・個人情報保護', and 'AEO事業者一覧(横浜税関)'.

連絡先(お問い合わせ先)  
横浜税関 業務部首席通関業監督官  
電話番号 045-212-6051